

検査又は調査の結果（令和3年度）

中部近畿産業保安監督部近畿支部

検査等年月日	鉱種	操業 状態	検査等内容	結果	措置内容
令和3年10月12日 ～13日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	不適	通路における防護施設、集じん施設及び電気設備測定について、不備が認められたので指導した。
令和3年10月20日 ～21日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水が基準に適合しているか、附属施設からの鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和3年10月26日 ～27日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水が基準に適合しているか、附属施設からの鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和3年11月24日 ～25日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和3年11月24日 ～25日	金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、附属施設からの排水が基準に適合しているか、附属施設からの鉱煙が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和3年11月30日 ～12月1日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	
令和3年12月7日 ～8日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和3年12月17日	非金属	稼行	鉱山保安法第47条第1項に基づき、現況調査により判明した保安を害する要因を鉱業権者が適正に評価し、その結果が保安規程に反映されるような体制となっているか、鉱山において定められた保安規程及び鉱業上使用する工作物等の技術基準等が遵守されているか、について立入検査を行った。	適	
令和3年12月22日	金属	休止	鉱山保安法第47条第1項に基づき、鉱山からの排水が基準に適合しているか、について立入検査を行った。	適	

注1：操業状態の区分は、次のとおり。
稼行：鉱業法に基づき鉱業が行われているもの。
休止：鉱業法に基づき事業休止認可を受けたもの。
廃止：鉱業法に基づき鉱業権が廃止されたもの。
注2：結果の区分は、次のとおり。
不適：鉱山保安法令に不適合等である事項が認められた検査等の結果。
適：「不適」以外の検査等の結果。